

2006年2月9日
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

所管する情報処理システムの運用管理事務に係るコンピュータ処理
について（答申）

2006年2月9日付けで諮問（第171号）された所管する情報処理システムの運用管理事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本業務を執行するに当たりコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市の情報セキュリティについては、総務省が作成した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、平成14年5月に「藤沢市情報セキュリティポリシー」を策定し、平成15年1月にIT推進課の総合防災センター5階への事務室移転に伴い、基幹機器及び重要な情報システムの設置場所（以下「コンピュータ室」という。）の入退室管理は指紋による生体認証を採用し、また、同年6月から事務室出入口にIDカード読取り装置及びコンピュータ室天井に入退室監視カメラを設置し運用を図っている。

さらなるセキュリティレベルの向上を図る必要から、平成18年度に情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証取得に向け作業を進めている

状況であり、その一環として新たに職員の I T 推進課事務室及び I T 推進課コンピュータ室、新館 3 階ネットワーク室並びに本館 3 階電話交換機械室の入退室管理をコンピュータ処理による方法に変更する必要から、藤沢市個人情報保護制度運営審議会への諮問に至ったものである。

(2) コンピュータ処理をする必要性について

I D カード及び I C カード内の情報及び生体認証（指紋認証）情報は、入退室制御及び入退室の管理記録として使用し、効率的に情報セキュリティを高めるとともに、情報資産の外部への漏えいが発覚した場合に速やかに原因を特定し、被害の拡大を防ぐ必要から情報システムの設置場所の入退室制御・入退室記録をコンピュータにより保存及び管理する必要性がある。

なお、入退室の管理記録はその保存期間を刑事訴訟法第 250 条第 4 項に定める時効期間と同じく 7 年とする。

(3) コンピュータ利用による入退室管理を行う場所及び方法

① 総合防災センター 5 階 I T 推進課事務室

新たに事務室カウンターに I D カード読取り装置を設置し、入退室時に職員の身分証明書を読み取らせることにより、I T 推進課事務室への入退室管理を行うもの。

② 総合防災センター 5 階 I T 推進課コンピュータ室

新たにコンピュータ室の出入口に I C カード読取り装置を設置し、入退室の管理方法を I D 番号及び生体認証の方法から、I C カード及び生体認証の方法に変更しセキュリティを高めるもの。

同時に、コンピュータ室と帳票等の搬入用の前室との出入口に、I D カード読取り装置を設置し、退室管理を行うもの。

③ 新館 3 階ネットワーク室

入口の扉に指紋による生体認証機器を設置し、入口扉室内内側の天井に監視カメラを設置し、職員及びメンテナンス業者等ネットワーク室への入退室管理を行うもの。

④ 本館 3 階電話交換機械室

入口扉室内内側の天井に監視カメラを設置し、職員及びメンテナンス業者等の入退室管理を行うもの。

(4) 入退室管理におけるコンピュータ処理をする個人情報等

① 個人情報

ア 職員番号（I T 推進課事務室及び I T 推進課コンピュータ室、新館 3 階ネットワーク室）

イ 指紋情報（I T 推進課コンピュータ室、新館 3 階ネットワーク室）

ウ 監視カメラの画像映像（I T 推進課コンピュータ室、新館 3 階ネットワ

ーク室、本館 3 階電話交換機械室)

② 付随情報

入退室時刻 (I T 推進課事務室及び I T 推進課コンピュータ室、新館 3 階ネットワーク室、本館 3 階電話交換機械室)

(5) 実施期間

① 総合防災センター 5 階 I T 推進課コンピュータ室

平成 1 5 年 1 月実施済 (生体認証 3 台)

平成 1 5 年 6 月実施済 (監視カメラ 6 台)

平成 1 8 年 3 月 (I C カード読取り装置 1 台)

平成 1 8 年 3 月 (I D カード読取り装置 1 台)

② 総合防災センター 5 階 I T 推進課事務室

平成 1 5 年 6 月実施済 (I D カード読取り装置 1 台)

平成 1 8 年 3 月 (I D カード読取り装置 1 台)

③ 新館 3 階ネットワーク室

平成 1 8 年 3 月 (生体認証 1 台)

平成 1 8 年 3 月 (監視カメラ 1 台)

④ 本館 3 階電話交換機械室

平成 1 8 年 3 月 (監視カメラ 1 台)

(6) データ管理について

データ管理については、コンピュータ処理をする個人情報及び附属情報については、I T 推進課コンピュータ室に設置する管理用パソコンで管理し、記録されたデータのうち職員番号及び指紋情報は当該管理用パソコンで管理する。

監視カメラの画像情報は日々の画像データを D V D に記録し、I T 推進課のデータ保管庫内の耐火金庫に保管し、保存する。

(7) セキュリティ対策について

藤沢市情報セキュリティポリシー及び藤沢市コンピュータ管理運営規程を遵守するとともに、新たに「情報システム室への入退室管理に関する要綱」を策定し入退室権限の管理及び障害発生時の規定を設け、個人情報の保護及びセキュリティの安全対策を図る。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由によりコンピュータ処理について認めるものである。

(1) コンピュータ処理するを必要性について

ア 実施機関の説明によると、本業務の実施に当たり、I T 推進課事務室及び I T 推進課コンピュータ室が総合防災センター 5 階に移転する際に、地方公

共同体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに基づき、入退室管理及び監視機能の向上を図るため、IT推進課事務室にIDカード読取り装置、IT推進課コンピュータ室に指紋による生体認証機器と監視カメラを設置したとのことである。

イ 平成18年度に情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証の取得を目指し、その一環としてさらなる情報セキュリティレベルの向上を図る必要から、IT推進課事務室にIDカード読取り装置、IT推進課コンピュータ室にID及びICカード読取り装置、新館3階ネットワーク室に指紋による生体認証機器及び監視カメラ並びに本館3階電話交換機械室に監視カメラを設置し、入退室制御及び入退室記録に係る情報をコンピュータ処理によりデータ管理を行うとのことである。

ウ 以上のことから、コンピュータ室等の入室者を指紋による生体認証並びにID及びICカードによる特定、入退室者及び入退室時間の記録や監視カメラによるモニタリング等により、個人情報の漏えい等の犯罪を未然に防止することができ、また事故や障害が発生した場合には原因を特定し、被害の拡大を防止することができることからコンピュータ処理をする必要性が認められる。

(2) 安全対策について

本業務の処理に当たっては、藤沢市情報セキュリティポリシー及び藤沢市コンピュータ管理運営規程を遵守するとともに、「情報システム室への入退室管理に関する要綱」を策定し、個別の実施基準を定め処理するため、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上

